

資 料 編

岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、岩見沢市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画(以下「計画」という。)の策定を目的として、岩見沢市障がい福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者の自立のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 有識者
- (3) 各種関係団体の代表
- (4) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

岩見沢市障がい福祉計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	区 分	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	障がい者団体の代表	三宅 睦男	岩見沢身体障害者福祉協会	
2		山本 克光	岩見沢視力障害者福祉協会	
3		齊藤 琴美	岩見沢ろうあ協会	
4		砂川 邦男	岩見沢市手をつなぐ育成会	
5		多田 明好	ポプラの会	
6	有 識 者	齋藤 硯三	岩見沢市教育研究所 元所長	
7		飛田 良孝	空知管内身体障害者連合スポーツ振興協議会	~H21,1,14
8		堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会	
9		橋 正樹	岩見沢市障がい者自立支援施設連絡協議会	
10		湯浅 日出男	岩見沢地方精神障害者家族連合会	
11	関係団体の代表	辻 孝	岩見沢市社会福祉協議会	
12		倉増 秀昭	岩見沢市医師会	
13		北市 宗三	岩見沢商工会議所	
14		中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議	
15		内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター	
16	一般公募	石垣 紀明		
17		日登 光子		

策 定 経 過

年 月 日	内 容
平成 20 年 9 月 1 日	市広報 9 月号で公募委員を募集
平成 20 年 11 月 11 日	策定委員委嘱、第 1 回策定委員会
平成 20 年 12 月 3 日	第 2 回策定委員会
平成 21 年 2 月 12 日	第 3 回策定委員会
平成 21 年 2 月 23 日	第 4 回策定委員会
平成 21 年 3 月 19 日	第 5 回策定委員会
平成 21 年 3 月 23 日	計画(案)の報告

岩見沢市障がい福祉計画

第2期計画

平成21年3月

編集・発行

岩見沢市健康福祉部福祉課

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL0126-23-4111